

監査実施結果報告書

平成22年度

平成23年5月20日

杉並区監査委員

1 平成22年度 監査の概要

1 監査の実施状況

平成22年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。21頁参照）に基づき実施した監査及び審査の実施期間と対象等は、次のとおりです。

	監査・審査種別	実施期間	対象等
1	定期監査	平成22年4月～23年4月	庁内各課、63施設
2	工事監査	平成22年6月～23年4月	建築・土木工事5件
3	行政監査	平成22年11月～23年4月	エコスクール事業について1件
4	財政援助団体等監査	平成22年6月～23年3月	補助金交付団体等79団体
5	決算等審査	平成22年7月～22年8月	決算5件、基金3件
6	健全化判断比率審査	平成22年7月～22年8月	健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
7	例月出納検査	平成22年4月～23年5月	14回
8	住民監査請求による監査	平成22年4月～23年4月	請求6件

2 監査結果

監査委員の決定した監査及び審査結果は次のとおりです。

	監査・審査種別	監査結果	監査結果報告及び公表日
1	定期監査	指摘事項 4項目 8件 注意事項 11項目 25件	平成22年9月27日、10月28日 平成23年2月22日、3月28日 4月28日
2	工事監査	おおむね適正	平成23年1月28日、3月28日 5月12日
3	行政監査	おおむね適正	平成23年5月12日
4	財政援助団体等監査	注意事項 4項目 18件	平成23年4月28日
5	決算等審査	計数に誤りなく、適正に処理	平成22年8月30日
6	健全化判断比率審査	計数に誤りなく、適正に算定	平成22年8月30日
7	例月出納検査	計数に誤りなく、適正に処理	原則、各月22日(事務局)及び28日(監査委員)
8	住民監査請求による監査	一部却下・一部認容1件、一部認容1件、棄却3件、却下1件	平成22年6月25日、11月5日 平成23年2月10日、4月7日

3 監査の観点及び結果の概要

(1) 定期監査（「定期監査結果報告（概要）」7頁参照）

合規性、正確性、経済性、有効性、効率性の観点から、予算執行、現金等の出納保管、土地等の保管について適切な執行がなされているかを監査し、監査結果の報告を行いました。

また、監査にあたっては重点事項として、契約事務(履行確認)、超過勤務手当・旅費の執行、非常勤職員の勤怠管理、使用料・手数料収入、施設の安全対策及び区民サービスの適切な確保の5項目を設けました。

監査の結果、指摘事項は4項目8件、注意事項は11項目25件でした。

主な指摘事項、注意事項は次のとおりです。

- ア 相手方は共同事業体であるのに誤って単体を相手方として契約していた。
(指摘事項)
- イ 私人に委託することが認められていない「諸収入」の徴収又は収納事務を委託していた。
(指摘事項)
- ウ 年間使用枚数を超える大量の郵券を購入していた。
(指摘事項)
- エ 分割発注することにより、校長権限で契約していた。
(指摘事項)
- オ 重点事項とした契約事務(履行確認)では、仕様書に定められている工事施工中の写真や報告書等が提出されていなかったものが見受けられた。
(注意事項)
- カ 重点事項とした超過勤務手当・旅費の執行では、移動時間を含めて超過勤務手当を請求していたものが見受けられた。
(注意事項)
- キ 予算執行では、区外業者からのみ見積書を徴取し契約していたもの、政務調査費収支報告書の添付書類に不備があるものなどが見受けられた。
(注意事項)
- ク 現金等の出納保管では、備品や金券の管理が適切に行われていないものが見受けられた。
(注意事項)
- ケ 土地等の保管では、消防用設備点検等で指摘された不具合への対応を要するものなどが見受けられた。
(注意事項)

(2) 工事監査（「工事監査結果報告（概要）」15頁参照）

技術的及び事務的観点から、計画、設計、積算、施工等の各段階において適法かつ適正に行われているかを監査しました。

また、監査の参考とするため、予備調査として専門的能力を活用した技術調査を実施しました。

監査は、建築4件・土木1件の計5件を対象に工事の進行状況に即して実施し、監査結果の報告を工事毎に行いました。

その結果、指摘事項及び注意事項はなく、おおむね適正と認められましたが、技術調査で触れた事項を中心に以下の要望を行いました。

ア 杉並区立松溪中学校改築建築工事等

- (ア) 手摺高さは安全性を配慮して現場で変更されたが、設計段階で安全性について慎重な検討が様々な箇所が必要であること。
- (イ) 設計図書について、積算、施工に影響は与えないものの不整合等が見られるので、設計図書の納品に際しチェック体制が必要であること。
- (ウ) 特記仕様書に参考例のメーカーリストが記載されているが、公共施設であり、1社でなく3社程度の例示が必要であること。

イ 杉並区立天沼小学校建築工事等

- (ア) 1階エントランスホールから地下1階センターホールへの階段は、動線を考えると若干、安全面で不安が見られるので、必要な処置を講じること。
- (イ) 山留工法が変更になったことにより、施工費が増加し、工期が延びた。規模が大きい地下構造物を計画する時には、特に地下にかかわる仮設工法の選定にエネルギーを傾注すること。
- (ウ) 建物を維持管理していく中で、必ず建物の改修、補強工事が出てくるので、発注者として最終的に完全な竣工図を受けとること。
- (エ) ある程度以上の規模を持った公共建物は、これからは進んで環境性能評価システム(CASBEE)などオーソライズされた環境性能評価システムによる評価を受け、社会に広く発信していくこと。

ウ 桃井第三小学校給食室改修工事等

- (ア) 便所等の改修工事では一応の優先順位による選定基準はあるものの、明示した基準がないことから、第三者への説明責任という観点からも早急に選定基準を明確にすること。
- (イ) 給食室改修工事においては、施工体制台帳の作成は確認できたが、発注者への写しの提出が行われておらず、また現場における施工体系図の掲示がないことから、早急に提出、掲示すること。

エ 荻窪駅北口駅前広場修景整備工事

- (ア) 詳細設計照査要領等に従い成果品の内容を逐一チェックしてからでないを受領しないというルール作りなど、納品時のシステムを確立して設計の適正化と内容の把握を行なうこと。
- (イ) 見積もり単価の採用法や査定率等の決定は、関係部課の解釈の可能な限り統一を図り、ルールをより確実なものとする。
- (ウ) 特記仕様書に関して、多くの留意事項や指示事項を列記しているが、ひな形の内容から抜け出していない無関係条項も若干含まれていたもので、修正すること。

オ 杉並区立井草中学校改築建築工事等

- (ア) 積算書に特定メーカー名が記載されていたが、仕様の記載かまたは3社程度を例示すること。

(3) 行政監査

テーマとして「エコスクール事業について」を選定し、どのように計画され、区の基本的な計画において、どのように位置付けられているのか、関係部課における役割分担、関係課間の協力・調整はどのようになっているのか、経費はどのようになっているのか、エネルギー削減効果はどのように検証され、効果はどのようになっているのか、維持管理はどのように行われているのか、教育環境の充実、環境教育の実践に結びついているのか等について、経済性・効率性・有効性等の観点から、監査を実施しました。

監査は、政策経営部営繕課、施設整備担当課、都市整備部みどり公園課、教育委員会事務局庶務課、学校適正配置担当課、済美教育センター、学校を対象部局とし、エコスクール事業の費用、効果等に関する資料の提出を求め、説明聴取、実地監査、資料調査により行いました。

その結果、改善・検討すべき事項として、改めてエコスクールの考え方を整理するとともに事業目的を再確認・明確化するとともに、効果が得られているのか評価・検証を行った上で狙った効果が得られるようトータルな計画を立てること、費用対効果を踏まえた見直しなどをすること、普通教室へのエアコン導入を踏まえ、新しいエコスクールの考え方を検討・整理すること、エコスクール事業全体をコーディネートする部署を明確にすること、校庭緑化の維持管理を適切に行うには、ボランティア団体等への技術面の支援など、研修体制等の充実が必要であること、屋上緑化は、環境教育への活用という側面と安全への配慮とをトータルに考え直す必要があること、「環境教育指導の手引き」のより一層の活用を促す取り組みが必要であること、等の要望を行いました。

また、今後の課題とすべき事項として、下記の意見を付しました。

ア エコスクール事業は、費用対効果が十分に評価、検証されているとは言えないまま拡大している。可能なものから温度実測など、継続的な効果測定やデータの蓄積等に努められたい。

イ 施設・設備は、適切に運用・維持管理されなければ、効果は期待できない。特に、ナイトパーズやクールヒートトレンチは、だれでもよくわかるマニュアルの作成、定期的な説明を行うなど、持続的に適切な運用・維持管理を行うために、現場に過度の負担がかからない仕組みを構築することが重要である。

ウ 事業の効果を上げるためには、現場意見の反映や、必要とされる設備・装置に対する十分な予算措置等がされていなければならない。今後の事業実施に当たっては、学校現場、事業所管部門、計画設計部門、財政部門等において緊密な連携・調整が十分行われるよう配慮されたい。

(4) 財政援助団体等監査

区が交付している補助金等が、補助目的や交付規定に則って適正かつ効率的に執行されているかなどの観点から、補助金等交付団体74団体、出資団体（区が資本金等の4分の1以上を出資している団体）4団体、区立施設の指定管理者1

団体の計79団体について所管部局の説明聴取、資料の確認を行うとともに、一部団体については、実地監査をしました。

また、所管部局に対しては、財政援助団体等への指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を行いました。

その結果、指摘事項はなく、注意事項は次の4項目18件でした。

- ア 概算払の補助金の清算に伴う戻入処理が適切でないもの（1件）
 - イ 補助金の清算に係る収支報告の記載が適切でないもの（1件）
 - ウ 同一年度に同一施設に対し開設準備経費と施設拡充経費を交付していたもの（2件）
 - エ 施設整備等に係る経費の見積書の徴取・提出に改善が望まれるもの（14件）
- また、会員数の減少が止まらない出資団体について、あり方の見直しを要望しました。

（5）決算審査・基金運用状況審査

平成21年度一般会計及び特別会計の決算計数が、正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正に行われているかなどを主眼に、財政指標及び新公会計制度による財務書類4表にも着目して審査しました。

また、基金運用状況については、計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正に行われているかなどに主眼を置き審査しました。

その結果、歳入歳出決算の計数に誤りはなく、予算執行及び財産管理は全体として適正であると認められ、また、基金運用状況の計数に誤りはなく、管理は適正であると認められました。

なお、審査結果に基づき、区政運営について次のような要望を行いました。

- ア 歳入の確保及び負担の公平の観点から、収入未済額の減少に向け、より一層努力すること。
- イ 特別区財政交付金の減額が見込まれることなどを踏まえ、財政規律の観点から、今後も慎重な財政運営を心がけること。
- ウ 自治・自立の観点、また、多様化する社会的ニーズに応えるために、協働事業のより一層の推進策を検討すること。
- エ 長期的な区政運営の視点から、更に効率的で柔軟性の高い組織体制の構築や、将来の区政を担う若手職員の育成などに力を注ぐこと。
- オ 国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金については、今後、活用状況等を踏まえた検討をすること。

（6）健全化判断比率審査

平成21年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった関係書類が適正に作成されているか、適切な算定要素が計算に用

いられているかなどに主眼を置き、審査しました。

その結果、4つの健全化判断比率は、いずれも関係法令に準拠して適正に算定され、また、健全化判断比率に関する計数は、算定の基礎となった付属資料等と照合し、いずれも誤りのないことを確認しました。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを検査するとともに、現金や証書類の保管が適正に行われているか検査しました。併せて、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査しました。

その結果、各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

(8) 住民監査請求による監査

公金の支出などが違法・不当な財務会計上の行為等にあたるとして、区民や区内団体から、政務調査費に関する事案(2件)、温水プールの利用に関する事案、体育施設の利用料金等に関する事案、監査委員及び選挙管理委員の報酬に関する事案及び元選挙管理委員の報酬に関する事案の計6件の監査請求が提出されました。

提出された6件のうち、政務調査費に関する事案(2件)、温水プールの利用に関する事案、体育施設の利用料金等に関する事案及び元選挙管理委員の報酬に関する事案の5件については、地方自治法に定める住民監査請求の要件を備えていると認められたので監査を実施しました。

その結果、平成22年4月に請求を受けた政務調査費に関する事案については、請求の一部を却下し、一部を認容し、平成22年12月に請求を受けた政務調査費に関する事案については、請求の一部を認容し、いずれも区長に対して政務調査費の返還に必要な措置を講じられるよう勧告しました。残る3件は、請求人の主張には理由がなく棄却しましたが、温水プールの利用に関する事案については、全般的な規定の整備を図ることを、体育施設の利用料金等に関する事案については、公平性・公正性の観点から団体登録制度や社会体育団体に対する優遇措置のあり方等を抜本的に見直すことについて、意見を付けました。

また、監査委員及び選挙管理委員の報酬に関する事案については、地方自治法に定める住民監査請求の要件を備えていないため、却下しました。

指摘事項・注意事項について

「指摘事項」は、内容が重大であると判断したもので、措置報告を文書により求め、措置内容を公表するものです。一方、「注意事項」は、指摘事項に比較し軽易なもので、是正又は改善状況について報告を求めるものです。

2 定期監査結果報告(概要)

1 監査の実施期間

平成22年4月から平成23年4月まで

2 監査の観点及び重点事項

監査は次の視点を主眼とし、監査方針(21頁参照)に基づき実施しました。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適正に行われているか。

その際、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業目的の達成に向け事務執行は正確かつ効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等による処理が適正に行われているかにも留意しました。

また、監査を効果的に実施するため、次の重点事項を設けました。

- (1) 契約事務(履行確認)について
- (2) 超過勤務手当、旅費の執行について
- (3) 非常勤職員の勤怠管理について
- (4) 使用料、手数料収入について
- (5) 施設の安全対策及び区民サービスの適切な確保について

3 監査の方法

- (1) 庁内各課(行政委員会等事務局を含む。以下同じ)

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。

- (2) 庁外施設

指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づく関係部課長・施設長の説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認並びに施設の管理状況等の実査を行いました。

4 監査の対象部局

- (1) 庁内各課
- (2) 庁外施設 63施設

ア 区民生活部(8施設)

区民(駅前)事務所(3所)、地域活動係(3所)、浜田山会館、
宿泊施設「コニファーいわびつ」

- イ 保健福祉部（28施設）
杉並福祉事務所(2所)、杉並保健所、保健センター(2所)、障害者福祉会館、
ゆうゆう館(4館)、保育園（6園）、保育室(2所)、子供園(1園)、幼稚園(1園)、
児童館（8館）、
- ウ 都市整備部（3施設）
公園緑地事務所（1所）、公園管理事務所(2所)
- エ 環境清掃部（1施設）
杉並清掃事務所(1所)
- オ 教育委員会（23施設）
済美教育センター、科学館、中央図書館、地域図書館(2館)、小学校(11校)、
中学校(5校)、体育施設(2所)

5 監査の対象範囲

平成21年度（一部平成22年度）杉並区一般会計、杉並区国民健康保険事業会計、杉並区老人保健医療会計、杉並区介護保険事業会計及び杉並区後期高齢者医療事業会計に係る事務。

6 監査の実施場所

- (1) 庁内各課は、監査委員室及び監査委員事務局
- (2) 庁外施設は、当該施設

7 監査の結果

(1) 総括

指摘事項が4項目8件、注意事項が11項目25件ありましたが、全体としては適正であると認められました。

(2) 指摘事項

ア 相手方を誤って契約していたもの

今川図書館及びゆうゆう今川館のサービス業務委託先は丸善グループ（丸善株式会社と特定非営利活動法人NPO支援機構すぎなみの共同事業体）であるにもかかわらず、業務委託契約書の相手方は、「丸善株式会社」と、単体となっていた。

契約は相互の間に権利・義務を発生させる法律行為であるので、契約書作成にあたっては、十分に注意されたい。（経理課、高齢者施策課、中央図書館）

イ 委託できない事務を委託していたもの

地方自治法243条及び同法施行令158条の規定で、私人に徴収又は収納の事務を委託できる公金は限定され、「諸収入」の徴収又は収納の事務を私人に委託することは認められていない。しかしながら、ゆうゆう善福寺館他3館におい

ては「諸収入」にあたる「私用電話料金」や「印刷機の使用料金」の収納に関する事務を含めて、管理運営の業務委託契約がされていた。

委託契約にあたっては、法令に反することのないように、業務委託の内容を精査されたい。
(高齢者施策課)

ウ 年間使用枚数を超える大量の郵券を購入していたもの

平成13年12月21日付け、13杉収入発第184号、「金券類等の管理について」(副収入役通知)によると、物品管理者は適正在庫確保の観点から、郵便切手等金券類は、計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意することとされている。

しかしながら、年度末における大量購入などにより、年間使用枚数を著しく超える枚数の郵券が購入されている事例が見受けられた。郵券は、計画的に必要枚数を購入されたい。

	20年度 繰越枚数	21年度 購入枚数	内年度末(3 月)購入枚数	21年度 使用枚数	22年度 繰越枚数
80円切手	228枚	5,105枚	(1,000枚)	4,123枚	1,210枚
90円切手	370枚	1,800枚	(500枚)	774枚	1,396枚
100円切手	572枚	1,000枚	(1,000枚)	328枚	1,244枚
120円切手	249枚	1,500枚	(500枚)	633枚	1,116枚
140円切手	63枚	3,800枚	(1,000枚)	2,285枚	1,578枚
郵券の総額 (額面×枚数)	147,440円	1,382,400円	(425,000円)	828,160円	701,680円

(健康推進課)

エ 分割発注することにより、校長権限で契約していたもの

「杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則」によると、学校長に委任されている物品購入契約の限度額は、1件50万円以下となっている。50万円を超え80万円以下の物品購入契約については教育委員会事務局次長、80万円を超え1,000万円未満の物品購入契約については、政策経営部経理課長に権限が委任されている。

しかし、本来、一本の契約として教育委員会事務局次長もしくは政策経営部経理課長名で契約すべきところ、契約を分割して(業者はそれぞれ同一)、学校長名で随意契約している事例が見受けられた。また、和田小学校の事例では、指導する立場にある教育委員会事務局も容認していたとのことである。購入物件が特殊であり、仕入れが出来しだい順次納品させるため、といった説明がなされているが、教育委員会事務局及び学校長においては、同規則に則った適切な契約事務を行われたい。

品名・規格	単価 (円)	数量	契約金額(円)	契約日	履行期限	業者名
携帯ゲーム機 A	15,800	30	497,700	21.5.18	21.5.27	B 社
携帯ゲーム機 A	15,800	28	464,520	21.6.4	21.6.11	B 社
携帯ゲーム機 A	15,800	30	497,700	21.6.15	21.6.24	B 社
携帯ゲーム機 A	15,800	8	132,720	21.7.1	21.7.7	B 社
	計	96	1,592,640			

(和田小学校、庶務課)

品名・規格	単価 (円)	数量	契約金額(円)	契約日	履行期限	業者名
生物顕微鏡 C	43,050	11	473,550	22.1.26	22.3.31	D 社
生物顕微鏡 C	43,050	3	129,150	22.2.8	22.3.31	D 社
	計	14	602,700			

(富士見丘小学校)

(3) 注意事項

ア 予算の執行状況について

(ア) 業務委託契約における提出書類の提出を受けていなかったもの

各種業務委託契約において、仕様書により提出書類として定めている工事施工中の写真や報告書等が受託者から提出されておらず、また、職員も契約内容の把握が不十分であり、提出を求めている事例が下記の主管課で見受けられた。

委託契約における提出物について、各主管課においては、各種業務委託契約に基づく業務内容の検査、履行確認を徹底されたい。

(庶務課、学校適正配置担当課、中央図書館)

(イ) 移動時間を含めて超過勤務手当を請求していたもの

「杉並区職員の給与に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用方針」によると、旅行目的地において、正規の勤務時間を超えて勤務した場合において、その勤務した時間につき超過勤務手当を支給するとしている。この場合、移動時間については、原則として超過勤務手当の対象とはならない。

しかしながら、超過勤務命令簿に、移動時間の記載もれや誤記載があったために、移動時間を含めて超過勤務手当が請求されていた事例が複数ある主管課が見受けられた。

超過勤務手当の支給にあたっては、適正に処理されたい。

(高齢者在宅支援課、保育課、杉並福祉事務所、福祉事務所・高円寺事務所、健康推進課、保健予防課、生活衛生課、荻窪保健センター、教育人事企画課、教育改革推進課、社会教育スポーツ課、済美教育センター)

(ウ) 不適切な契約をしていたもの

区では、厳しい経済状況を踏まえ、「第3次杉並区経済対策」の一環として、臨時的緊急措置として区内業者との契約の徹底を図っているところである。

しかしながら、印刷請負の主管課契約で、区外業者からのみ見積書を徴取し、区外業者と契約している事例が複数件見受けられた。

また、契約日から納期まで適正な期間を設けていない契約、仕様書の内容が不十分な契約も見受けられたので、区の方針や契約事務の手引き等に則って適切に契約されたい。
(中央図書館)

(エ) 政務調査費収支報告書に不備等があるもの

政務調査費収支報告書に添付された出納簿(写)及び領収書を試査した結果、一部において、必要書類の提出や、必要事項の記載がされていないもの、計算が誤っているものなどが見受けられた。

政務調査費については、平成21年度の定期監査においても注意し、また、住民監査請求が続けて起こされている状況でもあり、区議会事務局においては、各議員・会派に適正な執行を促すとともに、点検を確実に行われたい。

(区議会事務局)

イ 現金及び物品の出納保管状況について

(ア) 備品の管理が適切に行われていないもの

区の財産である備品については、備品台帳に登録のうえ、原則として物品に備品ラベルを貼付して現物の管理を行うこととなっている。しかしながら、ゆうゆう梅里堀ノ内館他1館において、監査当日、所属が不明なパソコン8台や機器類(DVD/CDプレーヤーダブルカセットデッキ、アンプ)が見受けられた。

後日、いずれも区の備品であることが確認されたが、ゆうゆう館は管理運営業務を委託しており、物品の所属が不明確になりかねない危険を有している。備品については、備品台帳への登録、ラベル貼付など、適切に管理されたい。
(高齢者施策課)

(イ) 金券の管理が適切にされていないもの

平成21年度当初に、前年度から、1冊当り3,000円のタクシークーポン券が5冊繰り越され、使用されていたが、受払簿に使用者名、払出先の記載がなされておらず、具体的な使用状況が不明であるものが見受けられた。

使用状況について事情を聴取したところ、タクシークーポン券は、選挙の際、選挙管理委員等が深夜等に移動するために使用する目的で購入しているが、これまで払い出し後、タクシー利用に伴う領収書の提出を求めていなかったということであった。

タクシークーポン券の使用に関しては、金券等受払簿への着実な記載、使用状況を証する領収書などの徴取も含め、適切に行われたい。

(選挙管理委員会事務局)

ウ 土地及び建物の保管状況について

(ア) 消防用設備点検で指摘された不具合への対応が必要なもの

平成22年6月に行われたコニファーいわびつの消防用設備点検の結果報告書において、以下の不具合が指摘されている。特に網掛け部分については、平成21年12月の点検においても同様の指摘を受けている。安全対策上の観点から、早急に対応される必要がある。所管課においては、適切に指導されたい。

設備名	判定	不良内容	措置内容
消火器	不良	1. 錆びあり 2. レバー変形	1. 交換を要す。 2. 交換を要す。
屋内消火栓設備	不良	1. 消火栓箱前に荷物あり 2. 開閉弁レバー不良	1. 至急移動及び改善を要す。 2. 交換を要す。
自動火災報知設備	不良	1. ベル不良	1. 交換を要す。
誘導灯及び 誘導標識	不良	1. バッテリー不良 2. パネル破損	1. 交換を要す。 2. 交換を要す。
非常警報器具 及び設備	不良	1. 予備電源テストスイッチ不良	1. 調査及び修理を要す。
防排煙設備	不良	1. 防火戸前に物あり	1. 至急移動及び改善を要す。

(区民生活部管理課)

(イ) 自家用電気工作物定期点検で指摘された不具合への対応が必要なもの

平成21年9月及び平成22年9月に行われたコニファーいわびつの自家用電気工作物の定期点検において、2年続けて、本館電気室電灯盤及びコテージの低圧絶縁抵抗が不良のため修理を要する旨、指摘されている。

設備担当者の説明によると、これは給水・給湯の配管に巻いている凍結防止ヒーターの劣化によるものであり、コンセントにつないでいると絶縁が悪くなるので、普段はコンセントから抜いているということである。ログハウスの下に配管があるので、すぐに巻き直せないということだが、安全対策上の観点から、早急に対応される必要がある。所管課においては、適切に指導されたい。

(区民生活部管理課)

(ウ) エレベータ定期検査で指摘された不具合への対応が必要なもの

平成21年8月及び平成22年8月に行われたコニファーいわびつのエレベータの定期保守点検の実施報告書において、2年続けて以下の不具合が指摘されている。今後対応予定とのことだが、安全対策上の観点から、早急に対応される必要がある。所管課においては、適切に指導されたい。

設備名	項目	連絡事項
1号機	8-3	停電時自動着床装置バッテリー寿命の為交換を要します。
2号機	8-3 6-13	停電時自動着床装置バッテリー寿命の為交換を要します。 シリンダー・パッキン組立劣化の為交換を要します。
3号機	2-5 2-9 8-3	停電灯装置バッテリー寿命の為交換を要します。 外部連絡装置バッテリー寿命の為交換を要します。 停電時自動着床装置バッテリー寿命の為交換を要します。
4号機	2-5 2-9 8-3 6-13	停電灯装置バッテリー寿命の為交換を要します。 外部連絡装置バッテリー寿命の為交換を要します。 停電時自動着床装置バッテリー寿命の為交換を要します。 シリンダー・パッキン組立劣化の為交換を要します。

(区民生活部管理課)

(エ) ゆうゆう館の協働事業について

ゆうゆう館では、管理運営業務の委託先と個別に協定を結び、高齢者の「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」などの協働事業を実施している。しかしながら、当該事業は、公の施設であるゆうゆう館を特定の事業者が行う事業の場として提供するものであるが、事業者との個別協定により実施されてきている。多くのゆうゆう館で協働事業が実施されている現在の状況においては、より事業の根拠や位置付けを明確にした上で、事業を実施するよう改善を図られたい。

(高齢者施策課)

(オ) 家庭科室の床のガス栓の安全対策が必要なもの

家庭科室に、ガスの元栓が床面から8センチ程度飛び出すかたちで6箇所設置されているものが見受けられた。学校の説明によると、同室を講義形式で使用する際、児童の椅子や足があたって危ないので、応急措置として、プラスチックのコーンをかぶせているということである。

施設の安全対策の観点から、所管課においては、埋め込み式のガス栓に改修するなど、早急に対応策を検討されたい。

(堀之内小学校、庶務課)

8 まとめ

平成22年度の定期監査は、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業目的の達成に向け事務執行は正確かつ効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや新財務会計システム等による処理が適正に行われているかにも留意して実施しました。

その結果、「7 監査の結果」に示したとおり、契約事務規則に則って適正な処理がなされていなかったものや郵券が大量に購入されていたもの、超過勤務手当に係る理解不足、主管部局内の検査や履行確認体制の不備、財産や物品の不適切

な管理などの事例があり、指摘・注意を行いました。

また、これ以外にも、現金出納簿等の誤記載、非常勤職員の出勤簿や休暇等処理簿の誤記載等、軽微な誤りがあり、改善が必要なものが見受けられたので監査現場で指導を行いました。

指摘・注意事項等については、翌年度に改善する旨の報告を受けたものが一部あるものの、そのほとんどが当該年度に改善されています。

このような誤りを未然に防止するために、各主管部局において、担当職員が正しい職務知識の習得・向上に取り組み、事務事業の執行管理の適正化を一層徹底するよう要望します。

なお、今回、指摘・注意等を受けていない主管部局においても、監査が試査(抜き取り)方式であることを考慮し、記載事項を自らの事例として真摯に受け止め、事務事業執行の合規性・正確性・経済性等の確保に努めるよう、十分留意願います。

今後とも、適正な事務事業執行に努め、区民に信頼される区政を実現するようなお一層の努力を要望します。

1 監査の実施期間

平成22年6月から平成23年4月まで

2 監査の観点

工事監査は、監査方針(21頁参照)に基づき、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の行程が適法かつ適正に行われているか、という点に留意して実施しました。

また、監査を効果的に実施するため、次の重点事項を設けました。

- (1) 計画段階の事前調査、研究は適切に行われているか。
- (2) 設計図書、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (3) 積算基準、積算資料等の整備状況及び単価設定は適切に行われているか。
- (4) 品質管理、安全管理及び工程管理などは適切に行われているか。

3 監査の方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長の説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工場所に赴いて、工事施工状況等を実査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する「技術士」の資格者団体(社団法人日本技術士会及び特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)に委託して工事技術調査を実施し、その調査報告を監査の参考としました。

4 監査の対象工事

平成22年度に着手する工事及び平成22年度以降に竣工となる工事で、次のいずれかに該当するものから抽出しました。

- (1) 原則として契約金額1億5千万円以上の工事
- (2) 契約金額1億5千万円未満であっても重要性、話題性のある工事

5 監査の対象施設、実施日及び工事概要等

(1) 松溪中学校

- ア 技術調査 平成22年9月7日
(特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
- イ 実地監査 平成22年10月15日
- ウ 監査区分 竣工監査
- エ 監査対象課 経理課、営繕課、施設整備担当課、学校適正配置担当課
- オ 工事概要 工事件名 杉並区立松溪中学校改築建築工事等
工事場所 杉並区荻窪二丁目3番

工 期 平成20年7月1日から平成22年7月9日まで
 契約金額 2,667,105,000円
 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て
 敷地面積 13,987.92 m²
 建築面積 4,096.78 m²
 延床面積 8,781.34 m²

(2) 天沼小学校

ア 技術調査 平成22年10月29日(社団法人日本技術士会)
 イ 実地監査 平成22年12月9日
 ウ 監査区分 竣功監査
 エ 監査対象課 経理課、営繕課、施設整備担当課、学校適正配置担当課
 オ 工事概要 工事件名 杉並区立天沼小学校建築工事等
 工事場所 杉並区天沼二丁目46番
 工 期 平成20年7月1日から平成22年11月30日まで
 契約金額 3,239,796,000円
 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 地下1階地上4階建て
 敷地面積 6,256.90 m²
 建築面積 2,701.85 m²
 延床面積 8,714.19 m²

(3) 桃井第三小学校

ア 技術調査 平成22年11月9日
 (特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
 イ 実地監査 平成22年12月16日
 ウ 監査区分 竣功監査
 エ 監査対象課 経理課、営繕課、施設整備担当課、庶務課、学務課
 オ 工事概要 工事件名 桃井第三小学校給食室改修工事
 桃井第三小学校便所改修その他工事
 工事場所 杉並区西荻北二丁目10番7号
 工 期 桃井第三小学校給食室改修工事
 平成22年6月4日から平成22年11月30日まで
 桃井第三小学校便所改修その他工事
 平成22年6月3日から平成22年9月15日まで
 契約金額 桃井第三小学校給食室改修工事 93,975,000円
 桃井第三小学校便所改修その他工事 91,350,000円
 主な工事内容
 桃井第三小学校給食室改修工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、衛生設備工事、ガス設備工事、換気設備工事、空調設備工事
桃井第三小学校便所改修その他工事
機械設備工事、建築工事、電気設備工事

(4) 荻窪駅北口駅前広場

ア 技術調査 平成23年2月3日(社団法人日本技術士会)
イ 実地監査 平成23年3月24日
ウ 監査区分 竣功監査
エ 監査対象課 経理課、地区整備担当課(22年度拠点整備担当課)、杉並土木事務所
オ 工事概要 工事件名 荻窪駅北口駅前広場修景整備工事
工事場所 杉並区上荻一丁目6番、7番、8番
工期 平成22年10月13日から平成23年3月14日まで
契約金額 159,495,000円
主な工事内容
舗装工 332.0 m²
シェルター工 373.5 m²
植栽工

(5) 井草中学校

ア 技術調査 平成23年1月25日
(特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
イ 実地監査 平成23年3月30日
ウ 監査区分 中間監査
エ 監査対象課 経理課、営繕課、施設整備担当課、学校適正配置担当課
オ 工事概要 工事件名 杉並区立井草中学校改築建築工事等
工事場所 杉並区上井草三丁目20番
工期 平成22年6月22日から平成24年7月31日まで
契約金額 3,036,694,080円
構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て
敷地面積 14,049.50 m²
建築面積 5,084.99 m²
延床面積 10,226.51 m²

6 監査の結果

(1) 総括

指摘事項及び注意事項はなく、一部に要望を付しましたが、全体としては適正であると認められました。

(2) 要望事項

ア 杉並区立松溪中学校改築建築工事等

工事技術調査で、特に指摘すべき事項は無い、との総合評価を得るなど、評価できるが、今後の課題として同調査結果の中で示された次の点についても配慮し、今後の工事に活かしていくこと。

- (ア) 手摺高さは安全性を配慮して現場で変更されたが、設計段階で安全性について慎重な検討が様々な箇所が必要であること。
- (イ) 設計図書について、積算、施工に影響は与えないものの不整合等が見られる。設計図書の納品に際しチェック体制が必要であること。
- (ウ) 特記仕様書に参考例のメーカーリストが記載されているが、公共施設であり、1社でなく3社程度の例示が必要であること。

イ 杉並区立天沼小学校建築工事等

- (ア) 1階エントランスホールから地下1階センターホールへの階段は、動線を考えると若干、安全面で不安が見られるので、必要な処置を講じること。
- (イ) 工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくこと。

- a 山留工法が親杭横矢板工法からSMW工法に変更になったことにより、施工費が約4,600万円増加し工期が約4か月延びた。規模が大きい地下工事がある場合は、仮設工事の山留工法の選定や切ばり計画は非常に重要な要素になる。

これからのプロジェクトで規模が大きい地下構造物を計画する時には、特に地下にかかわる仮設工法の選定にエネルギーを傾注すること。

- b これから先、建物を維持管理していく中で必ず建物の改修、補強工事が出てくる。特に電気、空調、給排水については、その可能性が高い。正確な竣工図が無いと建物調査に多大の費用と時間がかかり、また不正確な竣工図に基づいて建物に手を加えていると危険さえ出てくる。発注者としては最終的に完全な竣工図を受けとること。
- c 天沼小学校はエコスクールに力を注がれた学校である。学校施設をはじめ、ある程度以上の規模を持った公共建物は、これからは進んで環境性能評価システム(CASBEE)などオーソライズされた環境性能評価システムによる評価を受け、社会に広く発信していくこと。それは社会全体で環境問題を身近に捉えていく上での一助となると思われること。

ウ 桃井第三小学校給食室改修工事等

工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくこと。

- (ア) 便所等の改修工事では一応の優先順位による選定基準はあるものの、明示した基準がないことから、第三者への説明責任という観点からも早急に選定

基準を明確にすること。

- (イ) 施工体制台帳は、施工体制を発注者として適切に管理するために用いられている。しかし、給食室改修工事においては、施工体制台帳の作成は確認できたが、発注者への写しの提出が行われておらず、また現場における施工体系図の掲示がないことから、早急に提出、掲示すること。

エ 荻窪駅北口駅前広場修景整備工事

工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくこと。

- (ア) シェルターは特殊な膜構造と片持ち構造によって支えられた構造のため、構造計算は橋梁などに使われる非常に高度な式によって解析されています。このような場合でも発注者側は、風荷重の準拠基準や数値決定根拠とか、地盤耐力の判断根拠などの計算条件や諸元の確認を納得した状態で認識しておかなければなりません。詳細設計照査要領等に従い成果品の内容を逐一チェックしてからでないとは受領しないというルール作りなど納品時のシステムを確立して設計の適正化と内容の把握を行なうこと。
- (イ) 見積もり単価の採用法や査定率等の決定は、案件ごと工事の性格又は物価状況等を踏まえて検討されていますが、同一区役所からの発注行為に対して公平性、公正性を確保するためには、関係部課の解釈の可能な限り統一を図り、ルールをより確実なものとする事。
- (ウ) 工事に先立っての『特記仕様書』に関しても、「杉並区工事施工適正化推進要領」や「工事施行の適正化に関する特記仕様書」の遵守事項などを始め、発注者から多くの留意事項や指示事項を列記していて、工事監理に対する発注者の真摯な姿勢が伺えました。やや残念なことは、ひな形の内容から抜け出していない無関係条項も若干含まれていましたので、この点を修正されれば非常に良い内容になること。

オ 杉並区立井草中学校改築建築工事等

工事技術調査結果で示された次の所見事項について検討し、今後の工事に活かしていくこと。

- (ア) 積算書に特定メーカー名が記載されていた。仕様の記載かまたは3社程度例示すること。

7 まとめ

平成22年度の工事監査は、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の行程が適法かつ適正に行われているかなどに留意して実施しました。

その結果、全体としては適正に執行されていると認められましたが、工事によっては安全面で不安が見られたので必要な処置を講じるよう要望し、また、工事監査の予備調査として行った技術士による調査報告で示された所見事項を、今後の工事

に活かしていくよう要望しました。

各主管部局においては、これら要望を検討・分析の上、今後の工事等に役立てられるよう期待します。

平成22年度 杉並区監査方針

平成22年2月22日

監査委員決定

1 監査の基本方針

平成21年度の日本経済は平成20年9月末の米国に端を発した世界的な経済危機の影響を受け景気が大幅に後退したが、政府は、今年1月の閣議で平成22年度の経済見通しについて、国内総生産の名目成長率を0.4%程度と3年ぶりにプラスに転じると見込んだ。

一方、同じく1月の月例経済報告で、政府は「景気は持ち直してきている」との基調判断を6か月連続で据え置いたが、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など景気は依然として厳しい状況にあり、自律的な回復には至っていないとしている。

このような景気動向のもと、杉並区の平成22年度一般会計当初予算案は区税等の歳入は減となっているが、基金の活用を図ることにより予算規模は対前年度6.0%増とし、「杉並改革で、明日を拓く」予算として、緊急経済対策の継続、福祉と医療のセーフティネットの確保、駅周辺や公園の整備、小中学校の建設・改築など喫緊の課題に積極的に取り組むとともに減税基金積立の開始など、杉並らしい人づくりとまちづくりを着実に推進するとしている。

区の財政環境は今後、より一層厳しさを増し、先行きに予断を許さない状況が予測されることから、これまで以上に財源の確保と負担の公平化に努め、簡素で効率的な質の高い区政を実現するため、引き続き行財政改革に取り組み、その財政効果を確実なものにすることが求められている。

このような状況の中で、平成22年度の監査にあっては、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用に留意しつつ、公正かつ効果的に各種監査を実施し、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。

監査の実施にあたっては、事務事業について、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証するとともに、次の事項にも留意し、監査の実効性を確保する。

- (1) 監査の効率化を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、監査により指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の方針

平成22年度の監査は次の各方針により実施することとし、監査の機能をなお一層発揮するため、実施にあたって各監査の実施計画を定める。

(1) 定期監査

平成21年度及び22年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。

監査の実施にあたっては、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、重点事項を設定する。

庁内については全部局を対象とするが、庁外の施設については財務事務執行の状況を勘案して対象を抽出し、監査を実施する。

(2) 工事監査

平成21年度及び22年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査の実施にあたっては、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の行程が適法かつ適正に行われているか、という点に留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、専門的能力を活用した技術調査を実施する。

(3) 行政監査

課題を設定して、区の共通事務の執行や個別事業の執行を対象として実施する。

監査の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政事務が執行され、事務事業の目的は達成されているか、の検証に主眼を置き、事業の執行体制・組織の効率性や、行政需要に的確に応え、住民福祉の向上に寄与しているかなどの観点に留意して実施する。

(4) 財政援助団体等監査

平成21年度及び22年度に執行された補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して抽出した団体や施設を対象として監査を実施する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定の整備や交付手続きが適正か、財政援助団体等への指導監督などが適切に行われているかについての監査を実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費使途が適法かつ適正に行われ、事業が補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資や出捐を行っている出資団体については、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者に対しては、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているかなどの観点から監査する。

(5) 決算等審査

平成21年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況を対象に、区長からの付託を受けて審査を実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査を行う。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の算出に誤りがないか、附属資料は適正に作成されているかなどに主眼を置いて審査する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、現金や証書類の保管について確認を行う。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行う。

(8) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、事務事業の合規性、正確性、経済性、有効性などの観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間及び各監査の実施計画

監査期間は、出納整理期間を考慮し、決算が確定する平成22年6月から翌年5月までの期間とする。なお、定期監査の一部については4月下旬から着手する。

平成22年度各監査の実施計画は次のとおりである。

監査種別及び対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部													
	区民生活部													
	保健福祉部													
	保育園・児童館													
	都市整備部													
	環境清掃部													
	教育委員会事務局													
	小・中学校													
	行政委員会事務局等													
工事監査														
行政監査														
財政援助団体等監査														
決算・健全化判断比率等審査														
例月出納検査														

随時監査、住民監査請求による監査等は、必要と認めたときに実施する。

例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

平成22年度 定期監査等実施結果一覧

平成23年5月12日現在

資料 2

監査の種類	対象部局名	講評日	指摘件数	注意件数	予算の執行			現金・物品 現金・物品の出納保管状況が不適切なもの	土地・建物 土地・建物の管理及び安全対策等が不適切なもの		
					契約		超勤・旅費			その他 政務調査費収支報告書に不備があるもの	
					契約手続きが不適切なもの	履行確認が不十分なもの	超過勤務手当の支給が不適切なもの				
定期監査	1 政策経営部	22年8月27日	1	0	1						
	2 区民生活部 (コニファーいわびつを除く)	22年9月27日	0	0							
	管理課 (コニファーいわびつ)	23年1月28日	0	3					3		
	3 保健福祉部 (保育園・児童館等を除く)	23年3月28日	3	10	2		8	2	1		
	下記担当以外			2			2				
	高齢者担当		2	3	2		1	1	1		
	子ども家庭担当			1			1				
	杉並保健所		1	4			4	1			
	保育園・保育室・子供園・幼稚園・児童館	23年3月28日	0	0							
	4 都市整備部	22年9月27日	0	0							
下記担当以外											
まちづくり担当											
土木担当											
5 環境清掃部	22年9月27日	0	0								
6 会計管理室	22年8月27日	0	0								
7 教育委員会事務局 (学校を除く)	23年2月22日	2	9	3	3	4		1			
下記担当以外		1	7	1	2	4					
中央図書館		1	2	2	1						
小・中学校	23年3月28日	2	1	2				1			
8 選挙管理委員会事務局	23年2月22日	0	1				1				
9 監査委員事務局	23年2月22日	0	0								
10 区議会事務局	23年2月22日	0	1				1				
定期監査計			8	25	8	3	12	0	1	3	6

工事監査	11 杉並区立松溪中学校改築建築工事等	22年12月22日	0	0	技術調査報告書に係る要望あり				
	12 杉並区立天沼小学校建築工事等	23年2月22日	0	0	要望、技術調査報告書に係る要望あり				
	13 桃井第三小学校給食室改修工事等	23年2月22日	0	0	技術調査報告書に係る要望あり				
	14 荻窪駅北口駅前広場修景整備工事	23年4月28日	0	0	技術調査報告書に係る要望あり				
	15 杉並区立井草中学校改築建築工事等 (中間監査)	23年4月28日	0	0	技術調査報告書に係る要望あり				
工事監査計			0	0					

財援等監査	16 財政援助団体等	23年3月28日	0	18					
	財政援助団体等監査計			0	18				

合計			8	43					
総計			51						

(注) 表中の< >は再掲

平成22年度 定期監査実施結果 部課別数値一覧 (指摘及び注意)

部 課 名	予算の執行			現金・物品	土地・建物	計		
	契約手続きが不適切なもの、履行確認が不十分なもの	超過勤務手当、旅費等の支給が不適切なもの	その他(政務調査費収支報告書に不備があるもの)	現金・物品の出納保管状況が不適切なもの	土地・建物の管理 安全対策等が不適切なもの	指摘	注意	合計
政 策 経 営 部	1	0	0	0	0	1	0	1
経 理 課	1					1		1
区 民 生 活 部	0	0	0	0	3	0	3	3
管理課(コニファーいわびつ)					3		3	3
保 健 福 祉 部	2	8	0	2	1	3	10	13
高 齢 者 施 策 課	2			1	1	2	2	4
高 齢 者 在 宅 支 援 課		1					1	1
保 育 課		1					1	1
杉並福祉事務所(荻窪)		1					1	1
杉並福祉事務所(高円寺)		1					1	1
健 康 推 進 課		1		1		1	1	2
生 活 衛 生 課		1					1	1
保 健 予 防 課		1					1	1
荻窪保健センター		1					1	1
都 市 整 備 部	0	0	0	0	0	0	0	0
環 境 清 掃 部	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 室	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会 事 務 局	8	4	0	0	2	4	10	14
庶 務 課	2				1	1	2	3
学 校 適 正 配 置 担 当 課	1						1	1
教 育 人 事 企 画 課		1					1	1
教 育 改 革 推 進 課		1					1	1
社 会 教 育 ス ポ ー ツ 課		1					1	1
済 美 教 育 セ ン タ ー		1					1	1
中 央 図 書 館	3					1	2	3
和 田 小 学 校	1					1		1
富 士 見 丘 小 学 校	1					1		1
堀 之 内 小 学 校					1		1	1
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0	1	0	0	1	1
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0
区 議 会 事 務 局	0	0	1	0	0	0	1	1
計	指 摘	7	0	0	1	0	8	8
	注 意	4	12	1	2	6	25	25
	合 計	11	12	1	3	6	8	33